

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を次のように改正する。

2005年(平成17年)3月20日提出

藤沢市教育委員会
教育長 中村 喬

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成17年 4月 1日

提案理由

この規則を提出したのは、指定管理者制度の導入及び施設の有料化に伴い、委員会の事務局における分掌事務等について整備する必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月 日

藤沢市教育委員会

委員長 數野 隆 人

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年藤沢市教育委員会規則第3号）
の一部を次のように改正する。

第4条学校教育課の分掌事務に次の1号を加える。

- ・ 指定管理者に対する運営指導

第4条生涯学習課の分掌事務第6号中「会議」を「本部」に改める。

第4条青少年課の分掌事務第10号を次のように改める。

- ・ 児童館に関すること。

第4条青少年課の分掌事務に次の1号を加える。

- ・ 指定管理者に対する運営指導

第4条総合市民図書館の分掌事務中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号中「南市民図書館、・堂市民図書館、湘南大庭市民図書館及び」を削り、同号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- ・ 図書館の管理運営及び施設の使用許可

第6条第3項中「学習文化センターの運営管理」を「次のとおり」に改め、同項に次の4号を加える。

- ・ 学習文化センターの管理運営及び施設の使用許可
- ・ 生涯学習に関する情報提供
- ・ 学習相談に関すること。
- ・ 社会教育団体活動の支援

第6条第5項及び第6項を削り，同条第7項中第7号を同項第8号とし，同項第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ，同項第1号の次に次の1号を加える。

- ・ 図書館の管理運営及び施設の使用許可

第6条中第7項を第5項とし，第8項から第10項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第2固有事務決裁表の表学校教育課の項八ヶ岳野外体験教室の項に次のように加える。

指定管理者に対する運営指導	部長
---------------	----

別表第2固有事務決裁表の表生涯学習課の項生涯学習の項中「

生涯学習推進会議・推進本部の庶務

」を「

生涯学習推進本部の庶務

」に改める。

別表第2固有事務決裁表の表生涯学習課の項施設の運営管理の項を次のように改める。

学習文化センター	学習文化センターの管理運営	課等の長
	学習文化センター施設の使用許可	課等の長

別表第2固有事務決裁表の表青少年課の項施設の整備・運営管理の項を次のように改める。

施設の整備・管理	児童館の建設計画	部長
	青少年施設の整備・管理	課等の長
	青少年施設の使用料の収納	課等の長
	指定管理者に対する運営指導	部長

別表第2 固有事務決裁表の表総合市民図書館の項図書館運営の項中「

市民図書館の運営管理	課等の長
------------	------

」を「

図書館の管理運営	課等の長
図書館施設の使用許可	課等の長

」に改める。

別表第3の表藤沢市八ヶ岳野外体験教室所長之印の項を次のように改める。

藤沢市八ヶ岳野外体験 教室所長之印	8	削除
----------------------	---	----

別表第3の表藤沢市教育委員会教育長之印青少年会館専用の項を次のように改める。

藤沢市教育委員会教育 長之印青少年会館専用	10	削除
--------------------------	----	----

別表第4の表中「

8

藤沢市八ヶ岳 野外体験教室 所長之印

」を「

8

削除

」に、「

10

」

藤 沢 市 教 育
委 員 会 教 育
長 之 印 青 少
年 会 館 専 用

」を「

10

削除

」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行	備 考								
<p>藤沢市教育委員会事務局組織等規則 平成 12 年 3 月 3 日 教委規則第 3 号</p> <p>藤沢市教育委員会事務局組織等規則(昭和 38 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)の全部を改正する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 18 条第 2 項の規定に基づく教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 事務局の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="241 727 1030 786"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤沢市教育委員会事務局</td> <td>藤沢市朝日町1番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p>	名称	位置	藤沢市教育委員会事務局	藤沢市朝日町1番地の1	<p>藤沢市教育委員会事務局組織等規則 平成 12 年 3 月 3 日 教委規則第 3 号</p> <p>藤沢市教育委員会事務局組織等規則(昭和 38 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)の全部を改正する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 18 条第 2 項の規定に基づく教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 事務局の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1072 727 1861 786"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤沢市教育委員会事務局</td> <td>藤沢市朝日町1番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p>	名称	位置	藤沢市教育委員会事務局	藤沢市朝日町1番地の1	
名称	位置									
藤沢市教育委員会事務局	藤沢市朝日町1番地の1									
名称	位置									
藤沢市教育委員会事務局	藤沢市朝日町1番地の1									

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案		現行		備	考
教育総務部	教育総務課	教育総務部	教育総務課		
	学務課		学務課		
	学校教育課		学校教育課		
	保健給食課		保健給食課		
	学校施設課		学校施設課		
生涯学習部	生涯学習課	生涯学習部	生涯学習課		
	文化推進課		文化推進課		
	青少年課		青少年課		
	総合市民図書館		総合市民図書館		
	スポーツ課		スポーツ課		
<p>2 次の各号に掲げる部の区分に応じ当該各号に定める課を部内における施策等に関し必要な調整機能を有する課とする。</p> <p>(1) 教育総務部 教育総務課</p> <p>(2) 生涯学習部 生涯学習課 (分掌事務)</p> <p>第4条 前条第1項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1) 教育委員会の基本計画の策定</p> <p>(2) 教育委員会の交際，儀礼及び表彰に関すること。</p> <p>(3) 事務局並びに教育機関の組織，事務量測定及び定数管理の総括に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免，分限，賞罰及び給与に関すること。</p>		<p>2 次の各号に掲げる部の区分に応じ当該各号に定める課を部内における施策等に関し必要な調整機能を有する課とする。</p> <p>(1) 教育総務部 教育総務課</p> <p>(2) 生涯学習部 生涯学習課 (分掌事務)</p> <p>第4条 前条第1項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1) 教育委員会の基本計画の策定</p> <p>(2) 教育委員会の交際，儀礼及び表彰に関すること。</p> <p>(3) 事務局並びに教育機関の組織，事務量測定及び定数管理の総括に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免，分限，賞罰及び給与に関すること。</p>			

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>(5) 規則案，規程案等の審査</p> <p>(6) 公告式に関すること。</p> <p>(7) 公印の管理</p> <p>(8) 教育委員会の庶務</p> <p>(9) 教育総務部内職員の身分及び服務に関すること。</p> <p>(10) 教育総務部内職員の健康相談及び衛生管理に関すること。</p> <p>(11) 教育総務部内の事務事業の調査，調整並びに進行状況の調査及び把握</p> <p>(12) 教育総務部内の予算の執行状況及び決算状況の把握</p> <p>(13) 教育総務部内の事務事業の調整及び状況把握</p> <p>(14) 教育総務部内の他課に属さないこと。</p> <p>(15) 災害対策本部の指示による業務</p> <p>(16) 学校用務員及び給食調理員の研修に関すること。</p> <p>(17) 教育総務部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(18) 教育総務部の庶務</p> <p>学務課</p> <p>(1) 学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の就学援助に関すること。</p> <p>(3) 通学区域の設定及び改廃</p> <p>(4) 学級編制に関すること。</p> <p>(5) 幼児教育に関すること。</p> <p>(6) 県費負担教職員の服務及び人事の内申</p> <p>(7) 県費負担教職員の健康診断及び福利厚生</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) 学校経営の指導助言に関すること。</p>	<p>(5) 規則案，規程案等の審査</p> <p>(6) 公告式に関すること。</p> <p>(7) 公印の管理</p> <p>(8) 教育委員会の庶務</p> <p>(9) 教育総務部内職員の身分及び服務に関すること。</p> <p>(10) 教育総務部内職員の健康相談及び衛生管理に関すること。</p> <p>(11) 教育総務部内の事務事業の調査，調整並びに進行状況の調査及び把握</p> <p>(12) 教育総務部内の予算の執行状況及び決算状況の把握</p> <p>(13) 教育総務部内の事務事業の調整及び状況把握</p> <p>(14) 教育総務部内の他課に属さないこと。</p> <p>(15) 災害対策本部の指示による業務</p> <p>(16) 学校用務員及び給食調理員の研修に関すること。</p> <p>(17) 教育総務部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(18) 教育総務部の庶務</p> <p>学務課</p> <p>(1) 学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の就学援助に関すること。</p> <p>(3) 通学区域の設定及び改廃</p> <p>(4) 学級編制に関すること。</p> <p>(5) 幼児教育に関すること。</p> <p>(6) 県費負担教職員の服務及び人事の内申</p> <p>(7) 県費負担教職員の健康診断及び福利厚生</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) 学校経営の指導助言に関すること。</p>	

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>(2) 教員の研修に関する事。</p> <p>(3) 教育課程，学習指導及び進路指導に関する事。</p> <p>(4) 教科書，その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関する事。</p> <p>(5) 教育資料に関する事。</p> <p>(6) 障害児教育に関する事。</p> <p>(7) 八ヶ岳野外体験教室に関する事。</p> <p>(8) 相談指導教室に関する事。</p> <p>(9) 奨学生選考委員会の庶務</p> <p>(10) 教科用図書採択審議委員会の庶務</p> <p>(11) 教育文化センターに関する事。</p> <p>(12) <u>指定管理者に対する運営指導</u></p> <p>保健給食課</p> <p>(1) 学校保健及び学校安全の管理及び指導に関する事。</p> <p>(2) 児童及び生徒の事故措置</p> <p>(3) 学校保健及び学校安全の各種行事及び研修に関する事。</p> <p>(4) 学校保健及び学校安全の調査及び統計に関する事。</p> <p>(5) 就学時健康診断並びに児童及び生徒の健康診断に関する事。</p> <p>(6) 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</p> <p>(7) 学校保健会に関する事。</p> <p>(8) 学校給食の企画，運営及び指導に関する事。</p> <p>(9) 栄養士の研修に関する事。</p> <p>(10) 学校給食の用に供する施設の管理</p> <p>(11) 西部学校給食合同調理場の運営管理</p> <p>(12) 学校給食に係る各種行事に関する事。</p> <p>(13) 学校給食会に関する事。</p>	<p>(2) 教員の研修に関する事。</p> <p>(3) 教育課程，学習指導及び進路指導に関する事。</p> <p>(4) 教科書，その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関する事。</p> <p>(5) 教育資料に関する事。</p> <p>(6) 障害児教育に関する事。</p> <p>(7) 八ヶ岳野外体験教室に関する事。</p> <p>(8) 相談指導教室に関する事。</p> <p>(9) 奨学生選考委員会の庶務</p> <p>(10) 教科用図書採択審議委員会の庶務</p> <p>(11) 教育文化センターに関する事。</p> <p>保健給食課</p> <p>(1) 学校保健及び学校安全の管理及び指導に関する事。</p> <p>(2) 児童及び生徒の事故措置</p> <p>(3) 学校保健及び学校安全の各種行事及び研修に関する事。</p> <p>(4) 学校保健及び学校安全の調査及び統計に関する事。</p> <p>(5) 就学時健康診断並びに児童及び生徒の健康診断に関する事。</p> <p>(6) 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</p> <p>(7) 学校保健会に関する事。</p> <p>(8) 学校給食の企画，運営及び指導に関する事。</p> <p>(9) 栄養士の研修に関する事。</p> <p>(10) 学校給食の用に供する施設の管理</p> <p>(11) 西部学校給食合同調理場の運営管理</p> <p>(12) 学校給食に係る各種行事に関する事。</p> <p>(13) 学校給食会に関する事。</p>	

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>(14) 学校給食の調査及び統計に関すること。</p> <p>学校施設課</p> <p>(1) 学校教育施設の改築等基本計画及び施設整備計画の策定</p> <p>(2) 学校教育施設等(給食調理施設を除く。)の国庫等補助及び財産処分の申請に関すること。</p> <p>(3) 学校教育財産の取得の申出及び処分に関すること。</p> <p>(4) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理及び使用に関すること。</p> <p>(5) 教育財産の災害共済に関すること。</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1) 生涯学習の推進, 企画及び調整</p> <p>(2) 社会教育事業に係る企画及び実施</p> <p>(3) 文化財保護に関すること。</p> <p>(4) 社会教育関係団体に関すること。</p> <p>(5) 社会教育委員会議の庶務</p> <p>(6) 生涯学習推進本部の庶務</p> <p>(7) 公民館の総括に関すること。</p> <p>(8) 学習文化センターに関すること。</p> <p>(9) 地名の研究に関すること。</p> <p>(10) 博物館の建設準備</p> <p>(11) 生涯学習部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(12) 生涯学習部の庶務</p> <p>(13) 生涯学習部内の組織, 事務量測定及び定数管理に関すること。</p> <p>(14) 生涯学習部内職員の身分及び服務に関すること。</p>	<p>(14) 学校給食の調査及び統計に関すること。</p> <p>学校施設課</p> <p>(1) 学校教育施設の改築等基本計画及び施設整備計画の策定</p> <p>(2) 学校教育施設等(給食調理施設を除く。)の国庫等補助及び財産処分の申請に関すること。</p> <p>(3) 学校教育財産の取得の申出及び処分に関すること。</p> <p>(4) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理及び使用に関すること。</p> <p>(5) 教育財産の災害共済に関すること。</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1) 生涯学習の推進, 企画及び調整</p> <p>(2) 社会教育事業に係る企画及び実施</p> <p>(3) 文化財保護に関すること。</p> <p>(4) 社会教育関係団体に関すること。</p> <p>(5) 社会教育委員会議の庶務</p> <p>(6) 生涯学習推進会議の庶務</p> <p>(7) 公民館の総括に関すること。</p> <p>(8) 学習文化センターに関すること。</p> <p>(9) 地名の研究に関すること。</p> <p>(10) 博物館の建設準備</p> <p>(11) 生涯学習部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(12) 生涯学習部の庶務</p> <p>(13) 生涯学習部内の組織, 事務量測定及び定数管理に関すること。</p> <p>(14) 生涯学習部内職員の身分及び服務に関すること。</p>	

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>(15) 生涯学習部内職員の健康相談及び衛生管理に関すること。</p> <p>(16) 生涯学習部内の事務事業の調査，調整並びに進行状況の調査及び把握</p> <p>(17) 生涯学習部内の予算の執行状況及び決算状況の把握</p> <p>(18) 生涯学習部内の他課に属さないこと。</p> <p>(19) 災害対策本部の指示による業務</p> <p>文化推進課</p> <p>(1) 文化振興事業の企画及び実施</p> <p>(2) 文化事業の推進に関すること。</p> <p>(3) 財団法人藤沢市芸術文化振興財団の運営指導及び連絡調整</p> <p>(4) 市民ギャラリーに関すること。</p> <p>(5) 文化振興基金に関する事務の補助執行</p> <p>(6) 藤沢市民会館サービス・センター株式会社の運営指導及び連絡調整の補助執行</p> <p>(7) 市民会館の運営管理の補助執行</p> <p>(8) 湘南台文化センターの運営管理の補助執行</p> <p>青少年課</p> <p>(1) 青少年対策事業の総合企画，調査及び連絡調整</p> <p>(2) 青少年健全育成事業の企画及び実施</p> <p>(3) 青少年指導者及び青少年関係団体の育成指導</p> <p>(4) 青少年指導員に関すること。</p> <p>(5) 青少年問題の調査及び普及</p> <p>(6) 成人式に関すること。</p> <p>(7) 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>(8) 青少年施設(子ども広場を除く。)の調査研究及び企画</p> <p>(9) 少年の森に関すること。</p>	<p>(15) 生涯学習部内職員の健康相談及び衛生管理に関すること。</p> <p>(16) 生涯学習部内の事務事業の調査，調整並びに進行状況の調査及び把握</p> <p>(17) 生涯学習部内の予算の執行状況及び決算状況の把握</p> <p>(18) 生涯学習部内の他課に属さないこと。</p> <p>(19) 災害対策本部の指示による業務</p> <p>文化推進課</p> <p>(1) 文化振興事業の企画及び実施</p> <p>(2) 文化事業の推進に関すること。</p> <p>(3) 財団法人藤沢市芸術文化振興財団の運営指導及び連絡調整</p> <p>(4) 市民ギャラリーに関すること。</p> <p>(5) 文化振興基金に関する事務の補助執行</p> <p>(6) 藤沢市民会館サービス・センター株式会社の運営指導及び連絡調整の補助執行</p> <p>(7) 市民会館の運営管理の補助執行</p> <p>(8) 湘南台文化センターの運営管理の補助執行</p> <p>青少年課</p> <p>(1) 青少年対策事業の総合企画，調査及び連絡調整</p> <p>(2) 青少年健全育成事業の企画及び実施</p> <p>(3) 青少年指導者及び青少年関係団体の育成指導</p> <p>(4) 青少年指導員に関すること。</p> <p>(5) 青少年問題の調査及び普及</p> <p>(6) 成人式に関すること。</p> <p>(7) 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>(8) 青少年施設(子ども広場を除く。)の調査研究及び企画</p> <p>(9) 少年の森に関すること。</p>	

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>(10) <u>児童館に関すること。</u></p> <p>(11) 地域子供の家に関すること。 (12) 青少年会館に関すること。 (13) SL 広場に関すること。 (14) 青少年問題協議会に関する事務の補助執行 (15) 青少年対策本部に関する事務の補助執行 (16) 青少年相談センターに関すること。 (17) 財団法人藤沢市青少年協会の運営指導及び連絡調整 (18) <u>指定管理者に対する運営指導</u></p> <p>総合市民図書館</p> <p>(1) 図書館業務の総合企画及び連絡調整 (2) <u>図書館の管理運営及び施設の使用許可</u> (3) 図書館資料の貸出し，閲覧及びレファレンス (4) 図書館資料の収集，整理及び保存 (5) 視聴覚機材の貸出し (6) 視聴覚ライブラリーの運営管理 (7) 集会並びに展示活動の企画，奨励及び援助 (8) 図書館類縁機関等との連絡及び協力 (9) 読書活動等の調査，企画及び実施 (10) 読書会等の育成及び援助 (11) <u>市民図書室の運営管理</u></p> <p>(12) 図書館協議会の庶務 (13) 図書館資料の広域利用に関すること。</p> <p>スポーツ課</p> <p>(1) スポーツ振興事業の総合企画及び連絡調整 (2) スポーツ施設整備計画の策定と実施</p>	<p>(10) <u>児童館の利用承認及び事業に係る事務その他児童館の運営に関する事務</u></p> <p>(11) 地域子供の家に関すること。 (12) 青少年会館に関すること。 (13) SL 広場に関すること。 (14) 青少年問題協議会に関する事務の補助執行 (15) 青少年対策本部に関する事務の補助執行 (16) 青少年相談センターに関すること。 (17) 財団法人藤沢市青少年協会の運営指導及び連絡調整</p> <p>総合市民図書館</p> <p>(1) 図書館業務の総合企画及び連絡調整</p> <p>(2) 図書館資料の貸出し，閲覧及びレファレンス (3) 図書館資料の収集，整理及び保存 (4) 視聴覚機材の貸出し (5) 視聴覚ライブラリーの運営管理 (6) 集会並びに展示活動の企画，奨励及び援助 (7) 図書館類縁機関等との連絡及び協力 (8) 読書活動等の調査，企画及び実施 (9) 読書会等の育成及び援助 (10) <u>南市民図書館，辻堂市民図書館，湘南大庭市民図書館及び市民図書室の運営管理</u></p> <p>(11) 図書館協議会の庶務 (12) 図書館資料の広域利用に関すること。</p> <p>スポーツ課</p> <p>(1) スポーツ振興事業の総合企画及び連絡調整 (2) スポーツ施設整備計画の策定と実施</p>	

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>(3) スポーツ振興事業の企画及び実施 (4) スポーツレクリエーションの奨励普及 (5) スポーツレクリエーション関係団体及びその指導者の育成指導 (6) スポーツ振興審議会の庶務 (7) スポーツ施設に関すること。 (8) スポーツ施設の使用許可 (9) 学校体育施設の開放に関すること。 (10) まちかどスポーツ広場の設置及び運営管理 (11) 財団法人藤沢市スポーツ振興財団の運営指導及び連絡調整 (12) スポーツ課の庶務 (教育総務部に属する教育機関)</p> <p>第5条 藤沢市立西部学校給食合同調理場設置条例(平成9年藤沢市条例第46号)第1条の規定に基づき設置された西部学校給食合同調理場の所掌事務は、合同調理場の運営及び管理とする。</p> <p>2 藤沢市教育文化センター設置条例(昭和57年藤沢市条例第21号)第1条の規定に基づき設置された教育文化センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生涯教育の調査研究 (2) 教育内容の改善に関する研究 (3) 教育に関する図書並びに資料の収集、整理、保存及び貸出し (4) 教育に関する研修、講演、講習会の企画及び実施 (5) 教育相談に関する研究、研修及び教職員を対象とした面接相談</p>	<p>(3) スポーツ振興事業の企画及び実施 (4) スポーツレクリエーションの奨励普及 (5) スポーツレクリエーション関係団体及びその指導者の育成指導 (6) スポーツ振興審議会の庶務 (7) スポーツ施設に関すること。 (8) スポーツ施設の使用許可 (9) 学校体育施設の開放に関すること。 (10) まちかどスポーツ広場の設置及び運営管理 (11) 財団法人藤沢市スポーツ振興財団の運営指導及び連絡調整 (12) スポーツ課の庶務 (教育総務部に属する教育機関)</p> <p>第5条 藤沢市立西部学校給食合同調理場設置条例(平成9年藤沢市条例第46号)第1条の規定に基づき設置された西部学校給食合同調理場の所掌事務は、合同調理場の運営及び管理とする。</p> <p>2 藤沢市教育文化センター設置条例(昭和57年藤沢市条例第21号)第1条の規定に基づき設置された教育文化センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生涯教育の調査研究 (2) 教育内容の改善に関する研究 (3) 教育に関する図書並びに資料の収集、整理、保存及び貸出し (4) 教育に関する研修、講演、講習会の企画及び実施 (5) 教育相談に関する研究、研修及び教職員を対象とした面接相談</p>	

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>3 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例(平成3年藤沢市条例第18号)第1条の規定に基づき設置された八ヶ岳野外体験教室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 八ヶ岳野外体験教室の運営及び管理に関すること。</p> <p>(2) 野外活動の指導及び助言に関すること。</p> <p>(生涯学習部に属する教育機関)</p> <p>第6条 藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号)第1条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会教育事業の企画及び実施</p> <p>(2) 館の管理運営及び施設の使用許可</p> <p>(3) 学習相談に関すること。</p> <p>(4) 社会教育団体活動の支援</p> <p>(5) 地域市民団体の育成のための援助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(6) 地域市民の相談及び要望の処理並びにこれらに係る連絡調整</p> <p>(7) くらし・まちづくり会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(8) 大型ごみ処理手数料の収納に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(9) 緑の広場の管理の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(10) 街区公園の管理及び公園愛護会に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(11) 交通安全施設の整備の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p>	<p>3 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例(平成3年藤沢市条例第18号)第1条の規定に基づき設置された八ヶ岳野外体験教室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 八ヶ岳野外体験教室の運営及び管理に関すること。</p> <p>(2) 野外活動の指導及び助言に関すること。</p> <p>(生涯学習部に属する教育機関)</p> <p>第6条 藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号)第1条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会教育事業の企画及び実施</p> <p>(2) 館の管理運営及び施設の使用許可</p> <p>(3) 学習相談に関すること。</p> <p>(4) 社会教育団体活動の支援</p> <p>(5) 地域市民団体の育成のための援助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(6) 地域市民の相談及び要望の処理並びにこれらに係る連絡調整</p> <p>(7) くらし・まちづくり会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(8) 大型ごみ処理手数料の収納に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(9) 緑の広場の管理の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(10) 街区公園の管理及び公園愛護会に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(11) 交通安全施設の整備の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p>	

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>(12) 道路施設の小規模修繕の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(13) 有償刊行物の頒布の取次ぎの補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(14) 地区福祉事業の推進に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)</p> <p>2 藤沢市民ギャラリー条例(昭和 61 年藤沢市条例第 17 号)第 1 条の規定に基づき設置された市民ギャラリーの所掌事務は、市民ギャラリーの運営管理とする。</p> <p>3 藤沢市学習文化センター条例(昭和 63 年藤沢市条例第 22 号)第 1 条の規定に基づき設置された学習文化センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 学習文化センターの管理運営及び施設の使用許可</u></p> <p><u>(2) 生涯学習に関する情報提供</u></p> <p><u>(3) 生涯学習に関する相談</u></p> <p>4 藤沢市青少年相談センター条例(昭和 40 年藤沢市条例第 8 号)第 1 条の規定に基づき設置された青少年相談センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 青少年健全育成に係る相談</p> <p>(2) 青少年非行防止に係る街頭指導</p> <p>(3) 青少年の更生に係る継続指導</p> <p>(4) 青少年の環境浄化活動</p> <p>(5) 青少年相談センター運営協議会に関すること。</p>	<p>(12) 道路施設の小規模修繕の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(13) 有償刊行物の頒布の取次ぎの補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(14) 地区福祉事業の推進に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)</p> <p>2 藤沢市民ギャラリー条例(昭和 61 年藤沢市条例第 17 号)第 1 条の規定に基づき設置された市民ギャラリーの所掌事務は、市民ギャラリーの運営管理とする。</p> <p>3 藤沢市学習文化センター条例(昭和 63 年藤沢市条例第 22 号)第 1 条の規定に基づき設置された学習文化センターの所掌事務は、<u>学習文化センターの運営管理とする。</u></p> <p>4 藤沢市青少年相談センター条例(昭和 40 年藤沢市条例第 8 号)第 1 条の規定に基づき設置された青少年相談センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 青少年健全育成に係る相談</p> <p>(2) 青少年非行防止に係る街頭指導</p> <p>(3) 青少年の更生に係る継続指導</p> <p>(4) 青少年の環境浄化活動</p> <p>(5) 青少年相談センター運営協議会に関すること。</p> <p><u>5 藤沢市青少年会館条例(平成 3 年藤沢市条例第 29 号)第 1 条の規定に基づき設置された青少年会館の所掌事務は、青少年会館の運営管理とする。</u></p> <p><u>6 藤沢市少年の森条例(昭和 55 年藤沢市条例第 22 号)第 1 条の規定に基づき設置された少年の森の所掌事務は、少年の森の運営管理とする。</u></p>	

5 藤沢市図書館に関する条例(昭和 61 年藤沢市条例第 36 号)第 1 条の規定に基づき設置された南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館活動の計画及び実施
- (2) 図書館の管理運営及び施設の使用許可
- (3) 図書館資料の貸出し、閲覧及びレファレンス
- (4) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (5) 集会並びに展示活動の企画、奨励及び援助
- (6) 図書館類縁機関等との連絡及び協力
- (7) 読書活動等の調査、企画及び実施
- (8) 読書会等の育成及び援助

6 藤沢市秩父宮記念体育館条例(昭和 31 年藤沢市条例第 21 号)第 1 条の規定に基づき設置された秩父宮記念体育館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 秩父宮記念体育館、石名坂温水プール、稲荷スポーツ広場、大清水スポーツ広場及びビーチスポーツ広場の運営管理
- (2) スポーツ施設の使用許可
- (3) スポーツレクリエーションの奨励普及

7 次に掲げる事務を処理させるため、藤沢市鵠沼海岸六丁目 12 番 1 号に鵠沼運動施設事務所を設置する。

- (1) 八部公園、西浜公園及び辻堂南部公園のスポーツ施設の運営管理
- (2) スポーツ施設の使用許可
- (3) スポーツレクリエーションの奨励普及

8 次に掲げる事務を処理させるため、藤沢市遠藤 2,000 番地の 1 に秋葉台運動施設事務所を設置する。

7 藤沢市図書館に関する条例(昭和 61 年藤沢市条例第 36 号)第 1 条の規定に基づき設置された南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館活動の計画及び実施
- (2) 図書館資料の貸出し、閲覧及びレファレンス
- (3) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (4) 集会並びに展示活動の企画、奨励及び援助
- (5) 図書館類縁機関等との連絡及び協力
- (6) 読書活動等の調査、企画及び実施
- (7) 読書会等の育成及び援助

8 藤沢市秩父宮記念体育館条例(昭和 31 年藤沢市条例第 21 号)第 1 条の規定に基づき設置された秩父宮記念体育館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 秩父宮記念体育館、石名坂温水プール、稲荷スポーツ広場、大清水スポーツ広場及びビーチスポーツ広場の運営管理
- (2) スポーツ施設の使用許可
- (3) スポーツレクリエーションの奨励普及

9 次に掲げる事務を処理させるため、藤沢市鵠沼海岸六丁目 12 番 1 号に鵠沼運動施設事務所を設置する。

- (1) 八部公園、西浜公園及び辻堂南部公園のスポーツ施設の運営管理
- (2) スポーツ施設の使用許可
- (3) スポーツレクリエーションの奨励普及

10 次に掲げる事務を処理させるため、藤沢市遠藤 2,000 番地の 1 に秋葉台運動施設事務所を設置する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>(1) 秋葉台公園，湘南台公園，遠藤公園，桐原公園及び引地川親水公園のスポーツ施設並びに女坂スポーツ広場の運営管理</p> <p>(2) スポーツ施設の使用許可</p> <p>(3) スポーツレクリエーションの奨励普及 (関連事務の処理)</p> <p>第 7 条 所管すべき部又は課等が明確でない事務の所管については，部間にあつては教育長が，課等間にあつては部長が定めるものとする。 (教育長の職務)</p> <p>第 8 条 教育長の職務の内容は，別表第 1 に定めるとおりとする。 (事務決裁に関する藤沢市事務決裁規程の適用)</p> <p>第 9 条 教育委員会の事務決裁については，藤沢市事務決裁規程(昭和 63 年藤沢市訓令甲第 5 号)の例による。 (専決事項)</p> <p>第 10 条 前条の規定にかかわらず，教育長及び決裁責任者の専決事項は，別表第 2 のとおりとする。 (事務分担)</p> <p>第 11 条 課等の長は，所属職員の事務分担を定めなければならない。</p> <p>2 課等の長(教育総務課長を除く。)は，前項の規定により事務分担を定めたときは，教育総務課長に通知しなければならない。 (相互援助)</p> <p>第 12 条 緊急を要する事務で分担事務が繁忙等であるときは，部間又は課等間において相互援助し合わなければならない。</p> <p>2 課等内において所属職員は緩急に応じ互いに援助し合わなければならない。</p>	<p>(1) 秋葉台公園，湘南台公園，遠藤公園，桐原公園及び引地川親水公園のスポーツ施設並びに女坂スポーツ広場の運営管理</p> <p>(2) スポーツ施設の使用許可</p> <p>(3) スポーツレクリエーションの奨励普及 (関連事務の処理)</p> <p>第 7 条 所管すべき部又は課等が明確でない事務の所管については，部間にあつては教育長が，課等間にあつては部長が定めるものとする。 (教育長の職務)</p> <p>第 8 条 教育長の職務の内容は，別表第 1 に定めるとおりとする。 (事務決裁に関する藤沢市事務決裁規程の適用)</p> <p>第 9 条 教育委員会の事務決裁については，藤沢市事務決裁規程(昭和 63 年藤沢市訓令甲第 5 号)の例による。 (専決事項)</p> <p>第 10 条 前条の規定にかかわらず，教育長及び決裁責任者の専決事項は，別表第 2 のとおりとする。 (事務分担)</p> <p>第 11 条 課等の長は，所属職員の事務分担を定めなければならない。</p> <p>2 課等の長(教育総務課長を除く。)は，前項の規定により事務分担を定めたときは，教育総務課長に通知しなければならない。 (相互援助)</p> <p>第 12 条 緊急を要する事務で分担事務が繁忙等であるときは，部間又は課等間において相互援助し合わなければならない。</p> <p>2 課等内において所属職員は緩急に応じ互いに援助し合わなければならない。</p>	

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>(文書の取扱い)</p> <p>第 13 条 事務局における文書の取扱いについては、藤沢市行政文書取扱規程(平成 4 年藤沢市訓令甲第 2 号)の定めるところによる。この場合において、「文書主管課長」とあるのは「教育総務課長」と、「文書主管課」とあるのは「教育総務課」と、「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。</p> <p>(公印等)</p> <p>第 14 条 公印の名称、寸法、書体、用途等は、別表第 3 のとおりとし、そのひな型は別表第 4 のとおりとする。</p> <p>2 前項の公印の取扱いについては、藤沢市公印規則(昭和 32 年藤沢市規則第 17 号)の定めるところによる。この場合において、「公印主管課長」とあるのは「教育総務課長」と、「公印主管課」とあるのは「教育総務課」と読み替えるものとする。</p> <p>(職務代理者の指名)</p> <p>第 15 条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育総務部長がその職務を代理する。</p> <p>(職務代理の教育長印の使用)</p> <p>第 16 条 教育長に事故がある場合又は教育長が欠けた場合において、前条の規定により職務を代理する者が使用する公印は教育長印とする。</p> <p>(職員の服務等)</p> <p>第 17 条 この規則に定めるもののほか、職員の服務、分限、任免、給与及び事務の執行等については、市長が定めた規則及び規程の例による。</p> <p>附 則(平成 16 年教委規則第 号)</p> <p>この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(文書の取扱い)</p> <p>第 13 条 事務局における文書の取扱いについては、藤沢市行政文書取扱規程(平成 4 年藤沢市訓令甲第 2 号)の定めるところによる。この場合において、「文書主管課長」とあるのは「教育総務課長」と、「文書主管課」とあるのは「教育総務課」と、「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。</p> <p>(公印等)</p> <p>第 14 条 公印の名称、寸法、書体、用途等は、別表第 3 のとおりとし、そのひな型は別表第 4 のとおりとする。</p> <p>2 前項の公印の取扱いについては、藤沢市公印規則(昭和 32 年藤沢市規則第 17 号)の定めるところによる。この場合において、「公印主管課長」とあるのは「教育総務課長」と、「公印主管課」とあるのは「教育総務課」と読み替えるものとする。</p> <p>(職務代理者の指名)</p> <p>第 15 条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育総務部長がその職務を代理する。</p> <p>(職務代理の教育長印の使用)</p> <p>第 16 条 教育長に事故がある場合又は教育長が欠けた場合において、前条の規定により職務を代理する者が使用する公印は教育長印とする。</p> <p>(職員の服務等)</p> <p>第 17 条 この規則に定めるもののほか、職員の服務、分限、任免、給与及び事務の執行等については、市長が定めた規則及び規程の例による。</p>	
<p>別表略</p>		